

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月2日

横浜市契約事務受任者  
瀬谷区長 植木 八千代

1 契約の概要

令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙当日投票所設営等業務委託

2 履行(納品)場所

瀬谷第二小学校体育館

3 契約日

令和6年10月18日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月25日から令和6年10月28日まで

5 契約金額

¥416,790.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市旭区二俣川2-50-14

株式会社岡田屋 代表取締役 岡田 隆

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本業務は、衆議院の解散に伴う選挙の執行に伴い、急遽投票所として施設を利用するにあたって、パーテーション等の設置を委託により実施する必要が生じたものです。

本委託を実施できない場合、投票所としての利用ができず、選挙の適正な執行に支障がでるため、緊急で事業者を確保する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に「319:イベント企画運営等 B」「402:一般賃貸 F」のいずれも登録がある事業者のうち仕様書に示す条件で対応が可能と回答のあった市内中小企業を選定しました。

9 所管課

瀬谷区総務課